

千葉県受動喫煙の防止に関する規則をここに公布する。

令和2年1月6日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第1号

千葉県受動喫煙の防止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第6章、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第2条から第8条まで及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）附則第2条から第4条まで及び第6条並びに千葉県受動喫煙の防止に関する条例（平成30年千葉県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び改正法並びに条例の例による。

(勧告書)

第3条 法第32条第1項の規定による勧告は、喫煙器具又は設備の撤去等勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第34条第1項の規定による勧告は、喫煙専用室標識除去等勧告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第36条第1項の規定による勧告は、要件不適合による喫煙目的室標識除去等勧告書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第36条第2項の規定による勧告は、技術的基準不適合による喫煙目的室標識除去等勧告書（様式第4号）により行うものとする。

5 改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項の規定による勧告は、喫煙可能室標識除去等勧告書（様式第5号）により行うものとする。

6 改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項の規定による勧告は、指定たばこ専用喫煙室標識除去等勧告書（様式第6号）により行うものとする。

7 条例第6条第1項の規定による勧告は、喫煙可能室廃止勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第4条 法又は条例の規定による公表は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める事項についてインターネットの利用による方法その他の方法により行うものとする。

（1）法第32条第2項の規定による公表 次に定める事項

- ア 特定施設等の名称及び場所
- イ 特定施設等の管理権原者等の氏名
- ウ 違反の内容
- エ 勧告の内容
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（2）法第34条第2項の規定による公表 次に定める事項

- ア 喫煙専用室設置施設の名称及び場所
- イ 喫煙専用室設置施設の管理権原者の氏名
- ウ 法第33条第1項に定める技術的基準に適合しない内容
- エ 勧告の内容
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（3）法第36条第3項の規定による公表 次に定める事項

- ア 喫煙目的室設置施設の名称及び場所
- イ 喫煙目的室設置施設の管理権原者の氏名
- ウ 違反の内容
- エ 勧告の内容
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（4）改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第34条第2項の規定による公表 次に定める事項

- ア 喫煙可能室設置施設の名称及び場所
- イ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名

- ウ 法第33条第1項に定める技術的基準に適合しない内容
 - エ 勧告の内容
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (5) 改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第34条第2項の規定による公表 次に定める事項
- ア 指定たばこ専用喫煙室設置施設の名称及び場所
 - イ 指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者の氏名
 - ウ 法第33条第1項に定める技術的基準に適合しない内容
 - エ 勧告の内容
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (6) 条例第6条第2項の規定による公表 次に定める事項
- ア 特例既存特定飲食提供施設の名称及び場所
 - イ 特例既存特定飲食提供施設の管理権原者の氏名
 - ウ 違反の内容
 - エ 勧告の内容
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (命令)

第5条 法第29条第2項の規定による命令は、喫煙の中止又は退出命令書（様式第8号）により行うものとする。ただし、緊急に当該命令を行う必要があるため、喫煙の中止又は退出命令書を交付することができない場合は、この限りでない。

2 法第32条第3項の規定による命令は、喫煙器具又は設備の撤去等命令書（様式第9号）により行うものとする。

3 法第34条第3項の規定による命令は、喫煙専用室標識除去等命令書（様式第10号）により行うものとする。

4 法第36条第4項の規定による命令は、喫煙目的室標識除去等命令書（様式第11号）により行うものとする。

5 改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第34条第3項の規定による命令は、喫煙可能室標識除去等命令書（様式第12号）により行うものとする。

6 改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第34条第

3 項の規定による命令は、指定たばこ専用喫煙室標識除去等命令書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

7 条例第 6 条第 3 項の規定による命令は、喫煙可能室廃止命令書（様式第 1 4 号）により行うものとする。

（立入検査等）

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の証明書は、立入検査証（様式第 1 5 号）とする。

2 市長は、法第 3 8 条第 1 項、改正法附則第 2 条第 5 項若しくは改正法附則第 3 条第 3 項又は条例第 7 条第 1 項の規定に基づき特定施設等の管理権原者若しくは管理者に対し、当該特定施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせる場合は、報告命令書（様式第 1 6 号）を当該特定施設等の管理権原者又は管理者に交付するものとする。

3 市長は、その職員に、法第 3 8 条第 1 項、改正法附則第 2 条第 5 項若しくは改正法附則第 3 条第 3 項又は条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、特定施設等に立ち入り、当該特定施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる場合は、立入検査書（様式第 1 7 号）を当該特定施設等の管理権原者又は管理者に交付するものとする。

（過料処分）

第 7 条 条例第 1 0 条又は第 1 1 条の規定による過料処分をしようとする場合における地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 5 条の 3 第 1 項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書（様式第 1 8 号）を交付して行うものとする。

2 過料処分は、過料処分決定通知書（様式第 1 9 号）を交付して行うものとする。

（喫煙可能室設置施設の届出）

第 8 条 改正省令附則第 2 条第 6 項の規定による喫煙可能室設置施設の届出は、喫煙可能室設置施設届出書（様式第 2 0 号）を市長に提出することにより行うものとする。

（委任）

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条及び様式第20号の規定は、公布の日から施行する。